

食品安全委員会（第592回会合）議事概要

日 時：平成28年1月26日（火） 14：00～15：25

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか6名出席

傍聴者：報道1名、行政機関60名、一般2名

議事概要

（１）農薬専門調査会における審議結果について

- ・「フィプロニル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「プロフェノホス」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の吉田委員及び事務局から説明。

農薬及び動物用医薬品「フィプロニル」については、「動物用医薬品専門調査会での審議を行う必要はない」とし、農薬1品目を含めた本2品目について、取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

（２）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「プレドニゾロン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「メチルプレドニゾロン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

（３）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「チフルザミド」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ホセチル」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「レピメクチン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「チフルザミドの一日摂取許容量（ADI）を0.014 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.25 mg/kg 体重と設定する。」

「ホセチルの一日摂取許容量（ADI）を0.88 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がない。」

「レピメクチンの一日摂取許容量（ADI）を0.02 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を2 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・ 遺伝子組換え食品等「THR-No.2株を利用して生産されたL-トレオニン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に準じて評価した結果、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物の安全上の問題はないものと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

（４）食品安全関係情報（１２月５日～１２月３１日収集分）について

→事務局より報告。

欧州連合（EU）が10月28日に公表した、多環芳香族炭化水素類（PAHs）の基準値をカカオ繊維質、バナナチップ、サプリメント、乾燥ハーブ類及び乾燥香辛料類の5品目に設定した概要について報告。

（５）企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況について

→ 事務局より報告。